# 1. 鎌倉幕府の成立の時期

幕府の成立がいつなのかについては、研究者によっていくつかの意見に分かれる。ただ、1192 年(例の 1192=イイクニ作ろう鎌倉幕府である)と考える人は少ない。大別すれば、①1180 年、治承・寿永の内乱のはじめに侍所が設置されたことを成立の条件と考える。②1183 年、寿永 2年 10 月の宣旨により、頼朝が東国支配を認められたことを成立とするもの。③後に詳しく見るが、1185 年、守護・地頭の設置をもって成立と考えるもの。④1189年、奥州藤原氏を倒すために御家人制が整ったことで成立したと考えるものの4つである。以上いずれにせよ、頼朝が征夷大将軍に任命される前から幕府は成立していたと考えられている。

### 2. 源平の争乱(治承・寿永の内乱)

平氏政権は、安徳天皇を即位させた 1180 年から独裁的な政治を一層強めていった。後白河法皇の皇子の一人以仁王は、安徳天皇の正当性を認めず、平氏打倒の令旨(皇后・皇子などの命令のこと。但し、以仁王自身は「勅」と記していた)を発令し、これを受けて全国の源氏が挙兵した。以仁王は源頼政と共に挙兵し、倒されてしまったが、源氏はこの令旨をもとに平氏打倒の活動を開始した。伊豆の源頼朝、木曽の源義仲ら全国の源氏が相次いで挙兵した。この間、清盛は摂津福原に遷都し、内乱を乗り切ろうしたが失敗した。

頼朝は、1180年わずかな武士団を率いて挙兵した。石橋山合戦では平氏の大庭景親らの 平氏軍に敗北した。その後、次第に頼朝の軍勢は増え、頼朝は鎌倉を根拠地とし、平維盛 率いる軍勢と富士川の戦いで争い勝利した。

一方、頼朝の従兄弟木曽義仲は、信濃で挙兵し、1183年、砺波道の倶利伽羅峠で平氏を粉砕し、入洛に成功した。都に入った義仲は、当初、後白河法皇に歓迎されたが、飢饉に苦しむ都で兵粮米の確保に苦しみ、周辺の荘園から徴発を行い、都の庶民から食料を徴発したので、次第に反発が強まった。

鎌倉にいて、こうした状況を知った頼朝は、荘園・公領からの年貢徴収を条件に、東国・東山道の支配権を後白河法皇から認めさせる宣旨(寿永2年10月の宣旨)を出させ、東国の支配権を承認させた。こうした頼朝の動きは義仲を刺激し、義仲の軍勢は、法皇の住居を焼き払い、貴族の官位を奪い、法皇を脅迫しついに征夷大将軍になった。そこで、法皇は頼朝に義仲の追討を命じた。頼朝はこれに応じ、弟の範経・義経を上洛させ、近江栗津で義仲を敗死させた。次に、範経・義経らは平氏追討の宣旨を受け、平氏をまず一の谷の戦いで破った。さらに彼らは屋島、長門壇ノ浦で平氏を追いつめ、ついに滅亡させた。

### 3. 幕府機構

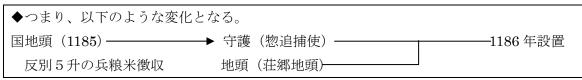
平氏打倒の戦いの中で、幕府の機構は整備されてきた。まず、**侍所**が 1180 年に設置された。侍所は、御家人統率機関であり、頼朝の信頼があつかった和田義盛が別当(長官)に任命された。次官には梶原景時が任命された。

1184年には公文所と間注所が設置された。公文所は、1191年に政所の一部局として吸収された。公文所は一般政務を扱う機関で、別当には下級貴族の大江広元が任じられた。問注所は、訴訟を扱う機関で、長官=執事には、同じく下級貴族の三善康信が任じられた。また、1190年には頼朝が右近衛大将になった。さらに、重要な場所には独立の機関を設置した。京都守護(→六波羅探題)、鎮西探題(→鎮西奉行)、奥州総奉行がそれである。

# 4. 義経の没落と守護・地頭の設置

壇ノ浦で平氏が滅びると、追討に功績のあった義経と兄頼朝との対立が激化した。後白河法皇は、頼朝の勢力拡大を牽制するため、両者の対立を利用し、義経に頼朝追討の院宣を与えるに至った。怒った頼朝が派遣した軍勢が入洛した時、後白河法皇は、逆に義経追討の院宣を出した。この時、頼朝が送った入洛軍のリーダー(代官=最初の京都守護)だった北条時政は、法皇の責任を追及し、荘園・公領を問わず、反別5升の兵粮米を徴収する権利を認めさせた。これに加え、西国に地頭(国地頭)を配置する権利も認めさせた。1185年のことである。これを普通守護・地頭の設置と考えられてきた。しかし、1185年の時点で設置されたのは、国地頭とよばれる役人であり、我々がこれまで理解してきた守護・地頭ではない。だから、大江広元の建議で守護・地頭が設置されたという理解は、史料批判を通じて否定されたと考えられる。

翌年、国地頭の権限として認められた兵粮米徴収は、現地の混乱がひどいために廃止された。また、国地頭というよび方やその配置も取りやめ、守護(惣追捕使)と改められることとなり、地頭のよび方は、没官領の荘園・郷・保に置かれた武士(荘郷地頭)に限って使われることとなった。



さらに、守護は権限を縮小され、その国の御家人を指揮し、国内の治安維持に当たることとなった。また、**大番役の催促、謀反人・殺害人の逮捕(大犯三か条)**などの国内の軍事・警察権を掌握すると共に、国衙の政庁に対しても指揮権を行使した。

一方、地頭は荘郷に置かれ、領内の治安維持(検断権)、年貢徴収と土地管理権(勧農権)などの仕事があり、以前からの荘官としての収益と年貢・公事を免除された給田を与えられた他、荘園・郷・保から一定の加徴米を徴収した。守護の収入は、原則としてない。と

いうのも、守護は、地頭を兼任しているからである。守護・地頭の設置を通じ、全国支配権を手に入れた頼朝は、九条兼実ら 10 人の公卿を議奏公卿として任命し、鎌倉幕府の要求を京都に反映させる体制も確立した。

# 5. 御家人制

鎌倉幕府を支えた根幹は、土地の給与を通じて将軍と御家人との主従関係を結ぶ**御家人**制である。当初、御家人は、鎌倉殿(頼朝)に名簿を出し、臣従関係を誓った。その後次第に御家人の数が増し、頼朝自身でなく侍所が管理するようになっていった。

御家人制は、将軍が従来から持っていた私領の領有を認め(本領安堵)、功績に応じて新たな領地や守護・地頭に任命すること(新恩給与)を行った。これに対し、御家人は平時での任務や合戦時の軍役といった**奉公**を行う。このように御恩と奉公による結びつきを御家人制という、この関係ができたことをもって日本においても封建制が成立したと考える。

◆封建制は、本来①土地の給与を通じて主従の間に御恩と奉公の関係が結ばれるという支配階級内部の法秩序を示す側面と、②土地・農具などを持つ小農民が土地からの移転の自由を奪われて農奴として領主に現物地代を納めるという経済的側面とがある。日本の場合は、②の側面がいつ成立したかには諸説があり、確定していない。

# 6. 幕府の財政基盤

幕府の財政基盤は、従来の荘園・公領制に依拠した政権と同じである。頼朝が所有していた荘園(関東御領)と頼朝が持っていた知行国(関東御分国)である。関東御領は、もと 500 余りの平氏没官領が主であった。承久の乱後には新たに 3000 余りの荘園が加わり、御家人に給与された。また、関東御分国は頼朝時代には、伊豆・相模・上総・信濃・駿河・武蔵・下総・豊後などの 9 カ国があった。これら以外に、関東進止所領とよばれ、地頭の設置や兵粮米を徴収する権利を持つ荘園・国衙領もあった。

#### 7. 幕府と朝廷

幕府が生まれ、守護・地頭によって地方にその影響力が広がっていったとはいえ、京都では院政が行われ、公家政権の力は失われていなかった。また、依然として国司や荘園領主の力も強かった。出来上がったばかりの幕府は、鎌倉を中心とする東国政権に過ぎず、東国は幕府が、西国は朝廷が支配するといった二重の政権が日本にあったと考えて良いだろう。両者の関係が変化するのは承久の乱後のことである。

### 8. 北条氏の台頭

1199 年、頼朝が死亡した。前年落馬したことが原因であった。頼朝の死により、2代将軍には頼家が就任した。17 歳になったばかりの彼は、父頼朝ほどの統率力を持つまでには至っていなかった。しかも、御家人からの信頼も薄かった。頼家は妻の一族比企氏と結びつき、独裁的な政治を行おうとも画策した、そこで頼家の母、北条政子は、13 名の有力御家人による合議制を実施させることにした、だが、頼朝の信頼が厚かった梶原景時に対する御家人の批判が強まり、1200 年、景時は三浦氏によって追放された。さらに、北条時政は、頼家の妻の一族比企能員を打倒した後、政所別当に就任する、将軍職を奪われた頼家は、伊豆修善寺に幽閉され、1204 年に殺害された。

北条時政は、1205 年、後妻の牧氏に動かされて畠山重忠を殺害し、さらに実朝を廃して 牧氏の女婿平賀朝雅を将軍にしようと画策した。これを知ったと時政の子義時は、政子と 共にこれを防ぎ、父に代わって政所別当になった。

次いで義時は、1213年に侍所別当の和田義盛を挑発し、これを打倒した。こうして政所 と侍所別当を義時が兼務することになった。この兼務状態の職を**執権**といい、この職は代々 北条氏が世襲することとなる。

もともと政治の実権を持っていなかった3代将軍実朝は、朝廷に接近し、和歌を親しむ生活を送るようになった。官位の昇進も早く、1218年には右大臣になるが、翌年その拝賀式を鶴岡八幡宮で行った際、頼家の子公・麓・に襲われ死亡した。政子は義時と相談し、後鳥羽上皇の皇子を朝廷から将軍に迎えようと計画するが、上皇から拒否され、九条道兼の子で頼家の妹の孫にあたる頼経を将軍に迎えた。

◆頼朝死後の制度上の将軍は、執権をしのぐ実権があったわけではない。これは頼朝の子も摂家将軍の場合も同じである、幕府存亡の危機が連続した時期を通じ、常に最高の意思決定の中心にいたのは北条政子であった。彼女は頼朝の未亡人として頼朝のカリスマ的権威の継承者であり、実朝死後の実質的な将軍(**尼将軍**!)であった。

### 9. 後鳥羽院政

後鳥羽上皇は、『新古今和歌集』を自撰するなど、文学面で力を持つ人物だったが、武芸にも励み、院政の強化に努めた。長講堂領をはじめとする荘園を基礎に裕福な生活をしていた上皇だったが、意のままにならない幕府に次第に敵意を持つようになり、比較的親近感を持っていた実朝が死ぬと、これまでの北面の武士に加え、西面の武士を設置し、幕府打倒の計画を実行しはじめた。

#### 10. 承久の乱

皇子の将軍職就任要請を拒否した後鳥羽上皇は、逆に寵愛する姫、伊賀局の所領、摂津の長江・倉橋の荘園の地頭の停止を幕府に命じた。幕府がこの件を拒否すると怒った上皇は、ついに義時追討の院宣を出した。これに対し幕府側は**尼将軍政子**が御家人たちに向け演説を行い、結束を促した。北条義時の泰時を大将とする幕府軍は、約1カ月で朝廷側を打倒した。

乱後の措置は厳しいものであった。まず、後鳥羽上皇を隠岐に、順徳天皇を佐渡に、土御門上皇を土佐にそれぞれ配流すると同時に、当時4歳で何もわからなかった仲恭天皇を譲位させ、後堀河天皇を即位させ、父の後高倉に院政を行わせた、ついで、院方の荘園 3000 カ所を没収し、御家人にその支配を委ねた。この荘園の地頭を普通、新補地頭という。新補地頭は、没収以前の権利を受け継いだが、それができない場合には、11 町ごとに1 町の免田と反別 5 升の加徴米という新補率法を適用した。そして、京都には従来の京都守護を改め、六波羅探題を置いた。探題は京都を南北に分け、その長には北条泰時と北条時房が就任した。また、朝廷にも幕府の力が及ぶようになり、乱の際に幕府を擁護した西園寺ッ公経が内大臣になった。

承久の乱の意義は、①幕府権力の強大化。②新補地頭・六波羅探題に見られるような西国支配体制が確立したこと。③さらに、①と関係するが、1223年北条義時が各国の土地台帳=大田文を作成させたことにある。

#### ◆承久の乱の影響

- ①幕府が圧倒的に優位な関係に立ち、朝廷との協調関係を確立した。
- ②社会的観点からすると、東国の西国に対する勝利ということができる。すなわち、西国に新恩地をもらって東国から移住した御家人=西遷御家人の勢力拡大。
- ③思想的には、天皇権威の無条件の絶対性が崩れ、治上(上皇)や天皇にも徳を修めることを求める徳治主義の考え方が強まった。
- ④幕府自身の権力構造においては、頼朝の縁者が京方についた結果、将軍勢力が弱体化し、 執権勢力の優位が確立された。

### 11. 執権政治の確立

1224 年、北条義時が死ぬと、その後妻の伊賀氏が兄の伊賀宗光と謀り、実施の北条政村を執権にしようとした。政子はこれをすばやく抑え、京都から泰時を戻し、執権に据えた。翌年には大江広元と政子が死亡し、初期の幕政を支えた人たちが相次いで亡くなった。このような事態に対して泰時はおじの時房を**連署**とし、1225 年、三浦義村ら有力御家人たちを**評定衆**とし、一般政務や訴訟の裁決をすべてその合議で行う体制を整えた。また頼朝以来の鎌倉御所を引き払い、鎌倉の中心部宇都宮辻子に拠点を移した、さらに、この頃、遠

江以東の15カ国の御家人によって鎌倉番役が整備された。

- ◆連署─執権1人による意思決定の独走を防ぐ最小の合議体 評定衆─有力御家人11名+執権・連署で評定会議を実施
  - ①外様(非北条氏)御家人の宿老クラス
  - ②北条氏一門の有力者
  - ③官僚層の首脳部 これら①~③で御家人の意思を反映するように協議する。

### 12.貞永式目

北条泰時の政治のうち最大の功績といえるものが、1232年の**貞永式目**制定であろう。御家人の訴訟を処理する目的で作られた式目は、後の武家法にも大きな影響を与えた。その作成については、泰時が弟の重時に与えた手紙(消息)に詳しい。貞永式目は全文 51 カ条からなる。憲法十七条の3倍という意味を条文は持っている。ものを知らない武士のために作成したと記されており、仮名書きのように思われるが、漢文で記されたものである。

式目の基準となったものは、武家社会の慣習や道徳、すなわち**道理**と頼朝以来の**先例**である。この式目の適用範囲は御家人である。だから、この時期、武家(御家人を対象とする)法としての貞永式目と、朝廷の勢力下では律令の系譜を引く公家法が、さらに荘園領主が独自の支配内容を示した本所法が存在した。

式目の内容は以下のようなものである。①寺社の崇拝・尊重。②守護・地頭の権限。③ 所領の規定(法的な権利がなくても 20 年続けてその土地を支配していれば、その支配は有 効となるという 20 年年紀法)。④武家の女性の権利(女人養子のこと)。⑤財産相続に関す る親権の強化(悔返し権)。⑥下人・所従の子どもの処分(下人・所従の子どものうち、男 子は父親に、女子は母親につける)などである。

その後、貞永式目は、追加・改正が行われた。これを**式目追加**といい、さらに式目追加 を分類・編集したものを新編追加とよんだ。

### 13. 5代執権北条時頼

3代執権泰時の後、北条経時が4代執権となった。しかし、経時は病弱であったため、 5代執権時頼に交代した。時頼は1247年、有力御家人の中で最強の力を持っていた三浦泰村一族を宝治合戦で打倒した。さらに、1249年、御家人の訴訟を専門に扱う引付を設置し、評定衆から選ばれた頭人のもと引付衆を分属して裁判の公正・迅速化を図った。

また、藤原頼経・頼嗣と続いた摂家将軍を廃止し、後嵯峨天皇の皇子宗尊親王を将軍に 迎えた。皇族将軍のはじまりである。この変化は、摂家将軍が幼い時には問題が生じない が、将軍が成長し、自らの地位を自覚すると同時に、他の御家人と結びつき、北条氏に対 して対立する危険を避けるためのものであった。 時頼は、1261 年、弘長の関東新制を発し、厳格な政治を進めた。これは全文 61 カ条の命令で、倹約を説くと同時に、訴訟の公正・迅速化を評定衆・引付衆の要請し、御家人の役目を百姓に転嫁してはいけないと地頭に説いたものである。

- ◆1246 年、北条時頼の執権時に北条氏の家督相続者(得宗)の専制に移行しはじめる。 時頼政権の権力把握の経緯
  - ①1246年5月名越光時の謀反弾圧・

②1247 年三浦氏の弾圧

- これらにより幕府の権力構造が変化

# 幕府の権力構造は

- ①最高権力が執権職から遊離しはじめる。時頼→時宗と継承される北条氏の家督こそが幕府の実質的最高権力となる。
- ②評定の有名無実化が進む。